

平成21年（ワ）第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

原告準備書面（2）

2009年9月2日

東京地方裁判所民事第44部 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

本書面は、被告の債務不履行について原告のこれまでの主張を補充し、被告のいわゆる「無制限な自由裁量」論に対し反論するものである。

第1、被告の債務不履行について

1、結論

訴状第3（4頁以下）で主張した通り、本件では被告の債務不履行が成立する。以下は、その理由を補充するものである。

2、理由

(1)、団体と個人間を規律する法律関係

現代社会において、団体と個人間を規律する法律関係の典型として、今、株式会社と株主を取り上げ検討する。

共同企業形態の典型としての株式会社に対し、個人が株主として資金を投入する目的はいうまでもなく「利益の獲得」である（鈴木竹雄「新版会社法全訂第五版」1頁ほか）。具体的には、「株主は、利益配当を目指して会社に参加（原告代理人注：資金を投入）するものであって、利益配当請求権は株主の有する諸権利のうち最も重要な権利である」（同書247頁）。つまり、株主は、

- ①. 参加の目的：利益配当を目指して会社に資金を投入
- ②. その目的を達成する法的手段：株主は、一方で、その有する株式の引受価額を限度とする出資義務（債務）を負う代わりに、他方で、この義務と対価的關係に立つ利益配当請求権を筆頭とする株主の権利（債権）を持つという法律関係を形成する。

(2)、学会と会員間を規律する法律関係

学会とは、団体のうち「学者相互の連絡、研究の促進、知識・情報の交換、学

術の振興を図る協議などの事業を遂行するために組織する団体」(広辞苑 第五版) のことであるが、個々の研究者にとって学会に参加する最大の目的はいうまでもなく「自己の研究の研鑽・進展」である。すなわち、個々の研究者は、「自己の研究の研鑽・進展」を目指して学会に参加するものであって、それを実現するために、自己の研究成果を学会機関誌や学会の大会などに発表し、この発表について同じ分野の研究者たちと意見交換をすることが最も重要となる。

つまり、個々の研究者は、

- ①. 参加の目的：自己の研究の研鑽・進展を目指して学会に入会
- ②. その目的を達成する法的手段：一方で、会員として会費を納入する義務(債務)を負う代わりに、他方で、この義務と対価的な関係に立つものとして、「自己の研究成果を学会機関誌や学会の大会などで発表することができる」という法律関係を形成する。

従って、「自己の研究成果を学会機関誌や学会の大会などで発表する」ことは、個々の研究者にとって学会に参加する主要な目的「自己の研究の研鑽・進展」を達成する上でなくてはならない重要な手段であり、しかもこれと対価的な関係に立つ「会費を納入する義務」が会員にとって法律上の債務である以上、他方の「自己の研究成果を学会誌や学会の大会などで発表する」こともまた、学会にとって法律上の債務と考えるのが自然かつ合理的である。

但し、学問研究の性質上当然のことながら、会員の「自己の研究成果」がどんな内容であっても無条件で「学会機関誌や学会の大会などで発表することができる」訳ではない。そこには一定の水準を満たすことが求められる。その意味で、上記の「学会にとって法律上の債務」とは「研究成果が一定の水準を満たすこと」という条件付きの債務ということが出来る。

さらに、学会機関誌や学会の大会は無制限なものではあり得ず、誌面や会場のスペースなど物理的な条件がある。他方で、発表を希望する多数の会員同士の調整という事情もあり、そこで、特定の「物理的な条件」のもとで「会員同士の発表の調整」という理由で発表がやむを得ない制約を受けることがあるのは憲法の人権相互の衝突の調整の問題と同様の次元の問題である(被告細則の20条の「論文掲載の順序も編集委員会に一任される。」は、掲載することを前提にして「会員同士の発表の調整」を図った規定である)。

(3)、本件の被告(学会)と原告(会員)間を規律する法律関係

前記(2)で述べたことは、本件の被告(学会)と原告(会員)間を規律する法律関係についてもそっくりそのまま妥当する。

すなわち、原告に限らず、そもそも個々の研究者が被告学会に参加するのは、被告学会の定款（甲 2 2）8 条に明記されている通り、「自己の研究成果を被告機関誌や被告大会などで発表する」という特典を有するからであり、だからこそ、会費を納入する義務（債務）を履行してこの特典を享受しようとするのである。

従って、「会費を納入する義務」が原告（会員）にとって法律上の債務である以上、これと対価的な関係に立つ他方の「自己の研究成果を学会誌や学会の大会などで発表する」こともまた、被告学会にとって法律上の債務である。それゆえ、被告が前記債務を履行しなかったときは債務不履行が成立する。

第 2、いわゆる「無制限な自由裁量」論について

1、被告の反論

これに対し、被告は、具体的な根拠は何ひとつ挙げず、会員が「自己の研究成果を被告機関誌や被告大会などで発表する」かどうかは被告の債務ではなく、もっぱら被告学会が自由に決めることができる事柄である（無制限な自由裁量）と主張するようである（被告準備書面(1)）。

2、原告の再反論

もし被告の言う通りだとすれば、

(1)、第一に、これと対価的な関係に立つ「会員の会費を納入すること」ももっぱら会員が自由に決めることができるとしなければ首尾一貫しない。しかるに、被告細則（甲 2 3）4 条によれば

「会員は……会費を納付期限までに前納しなければならない。」

とその納入義務が高らかに宣言されている。一方の会費の納付は会員の義務（債務）としながら、これと対価的な関係に立つ他方の、会員が「自己の研究成果を被告機関誌や被告大会などで発表する」ことは被告学会の義務ではなく、発表するかどうかはひとえに被告学会が自由に決めてよろしいと言うでは身勝手も甚だしく、不公正極まりない。

(2)、第二に、被告細則（甲 2 3）は、被告機関誌への掲載拒否理由について、20 条で

「編集委員会は、……原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。」

と明記している。これは言い換えれば、

「『原稿の内容』以外の理由によって掲載を拒否することはできない」

という被告の義務を明らかにしたものであり、それゆえ、上記の「無制限な自由裁量」論は成立し得ない。

(3)、第三に、被告大会での一般講演に比べ、(実際、原告も2007～2008年間で3回の被告大会で一般講演が認められてきた)、はるかに高い水準が要求される被告機関誌への掲載においてすら上記の通り、被告細則20条により「『原稿の内容』以外の理由によって掲載を拒否することはできない」という被告の義務を認めたのだから、それよりずっと実現容易な被告大会での一般講演もまた、その水準はちがっても、同様に、「『原稿の内容』以外の理由によって掲載を拒否することはできない」という被告の義務が類推されるのが当然である。

(4)、第四に、さらに、もし被告が、会員が「自己の研究成果を被告機関誌や被告大会などで発表する」かどうかは、もっぱら被告学会が自由に決めることができるのだと真に信じていたのであれば、これは新聞の投書欄宛てに投稿してきた読者の投書を新聞社が採用するのと同様であるから、本件でも原告が原告論文を被告機関誌に掲載を求めたことに対して、及び被告学会で一般講演を申し込んだことに対しては、単に「被告の判断で採用しないことに決めた」と対応することが最も自然かつ合理的である。しかるに、現実の被告は、原告に対し、機関誌に掲載できない理由を縷々説明し(甲10)、或いは大会で一般講演できない理由について《ご発表は学術的講演ではなく》(甲18)、《講演内容は学術的講演ではないと判断》(甲20)とくり返し説明した。この被告の態度はまさしく拒否理由が正当であることを説明しようとするものにほかならず、それゆえ、被告自らがその態度によって上記の「無制限な自由裁量」論を否定しているものにほかならない。

3、小括

以上の通り、本件において、被告の「無制限な自由裁量」論は、原告論文の被告機関誌の掲載拒否においても、また、原告論文による被告大会の一般講演の拒否においても成立する余地はなく、結局のところ、不法行為は勿論のこと、債務不履行が成立するかどうか、原告論文が『原稿の内容』(被告規則20条)という正当な理由により拒否されたものかどうかにより決せられることになる。

以 上